

居宅介護支援重要事項説明書

《令和5年4月1日現在》

社会福祉法人山梨櫻の会が運営するあいゆめ居宅介護支援事業所は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山梨櫻の会
代表者名	臼井 行夫
所在地・連絡先	(住所) 山梨県甲府市塚原町359 (電話) 055-252-1600 (FAX) 055-252-1602
設立年月日	平成10年9月7日
事業内容	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 児童養護施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 介護老人保健施設の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人短期入所事業の経営 (ニ) 特定相談支援事業の経営 (ホ) 障害児相談支援事業の経営 (ヘ) 障害児通所支援事業の経営 (ト) 児童自立生活援助事業の経営 (チ) 共同生活援助事業の経営 (3) 公益を目的とする事業 (イ) 地域包括支援センターの事業 (ロ) 市町村地域生活支援事業(日中一時支援事業)

2 事業所の概要

事業所名	あいゆめ居宅介護支援事業所
事業所所在地	山梨県甲府市塚原町359番地
事業所連絡先	TEL: 055-252-1600 (代) 055-252-3319 FAX: 055-252-1602
事業所指定番号	1950180032

サービス実施地域	甲府市、甲斐市、昭和町、中央市、南アルプス市
管理者の氏名	渡辺 正大

3 事業所の職員体制

従業者の職種	職務内容	勤務形態（人）		
		常勤（専従）	常勤（兼務）	非常勤
管理者 （介護支援専門員）	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。又、居宅支援提供にあたる。		1（兼務）	
介護支援専門員	居宅支援提供にあたる。	4		

4 営業時間

月曜日～土曜日	午前8時00分～午後6時00分
---------	-----------------

（日曜日や営業時間外は、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっております。）

（12月31日から1月3日までの年末年始は休日としています。）

1. サービスの提供の主な内容と提供方法及びサービスの提供方針

・事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況そのおかれている環境などに応じてその利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。

・事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整します。またケアマネジャーは利用者や家族に対して、ケアプランを位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介することを義務付けています。当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙を参照ください。

・関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また利用者が医療系サービスを利用している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師に意見を求めることができ、ケアプランの交付を行います。

・障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合には障害福祉制度の相談員と密接な連携をとるため、特定相談支援事業者との連携に努めます。

2. 利用料金

・利用料金は無料、但し、事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援事業に要した交通費は、実費（通常の実施区域を越えた時点から1km毎150円）を徴収します。

3. 相談窓口・苦情対応

① お客様相談・苦情責任者 渡辺 正大

・当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

TEL：055-252-1600（代）・055-252-3319

FAX：055-252-1602

② その他

・当事業所以外に、市町村の介護保険相談窓口等に苦情を申し立てることもできます。

各市町村 介護保険担当

山梨県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理担当

TEL：055-233-9201

③ 第三者委員への報告

・受け付けた苦情は第三者委員へ報告します。

青木 志保

TEL：055-268-3155

高橋 正憲

TEL：055-287-6225

4. 事故発生時の対応

・当事業所の介護支援専門員及び事業に従事する者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故の再発生を防ぐための対策を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

5. 秘密保持

・当事業所の介護支援専門員及び事業に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

6. 個人情報提供のお願い

・当事業所では、利用者及び家族の方々により良いサービスを提供できるよう利用者及び家族から知り得た個人情報を医師等の専門職や他のサービス事業者等に必要に応じて提供させていただきます。関係者以外に情報をもらすことはありませんので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

個人情報の利用目的

・あいゆめ居宅介護支援事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
給付管理等の管理、会計・経理、事故等の報告
当該利用者の介護・医療サービスの向上
〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕
- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
他のサービス事業者との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
【上記以外の利用目的】
〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕
- ・当事業所の管理運営業務のうち
医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
当事業所において行われる学生の実習への協力
当事業所において行われる事例研究
〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕
- ・当事業所の管理運営業務のうち
外部監査機関への情報提供

10. 虐待の防止

- ・当事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のため必要な措置

- 2 当該事業所従業者又はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. (非常災害対策)

- ・当業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年2回以上、実施します。

12. サービス提供記録の開示

- ・当事業所では、利用者の希望に応じて、サービス提供記録を開示します。

1 3. 事業計画・事業報告・財務内容等の閲覧

・当事業所の事業計画・事業報告・財務内容等については、当事業所の事務室にて確認できます。

1 4. お心付けの辞退について

・利用者やご家族からのお心付けは固くご辞退させていただきます。飲食物、品物、現金等、一切お受けすることができませんのでご了承ください。

・あいゆめ居宅介護支援事業所のサービスを利用するに当たり、説明者から上記より重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者

住 所

氏 名 _____ (印)

利用者の身元引受人

住 所

氏 名 _____ (印)

あいゆめ居宅介護支援事業所

説明者 _____ (印)